農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書

年 月 日

農業委員会会長 殿

届出者

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項第8号の規定により届け出ます。

記

1	届出者の住所等	章 住 所															
		土地の所在 地 番 地 目 面 積 土地所有者 耕									H- /	作者					
		土地の所在	地	番				面積						<u> </u>			
2	土地の所在等				登記簿	現	況			氏	名	住	所	氏	名	住	所
		計						m² (⊞			<u> </u>	m²	畑	m²)			
	転用計画	転用の目的															
3		転用の時期	着	工時	期						完了時期						
		転用の目的に係る事業又 は施設の概要											1				
4	転用することによって																
4	三ずる付近の農地、作物																
誓	い かっぱい かっぱ かっぱ かっぱ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ																
要	T C																

(添付書類)

□登記事項証明書、□その土地の建物の配置を図示した地図(1/2500程度) (公図に図示することでも可)、□建物の平面図及び立面図

(記載要領)

- 1 この届出の対象は、敷地面積が200㎡未満の農業用施設のものです。 (200㎡以上の場合は、農地法第4条の申請をし、許可を得たうえで、工事を実施してください。)
- 2 届出者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
- 3 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施 設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。
- 4 工事完了後、完了届出書を提出ください。事務局又は農業委員会の委員が現地確認します。
- 5 工事完了期間までに工事が終わらない場合は、その旨農業委員会事務局までご連絡ください。
- 6 工事内容を変更する場合又は取りやめる場合は、<u>事前に</u>その旨を事務局まで書面にて理由等を記載のう え、ご提出ください。